国内では、2004（平成 16）年、「性同一障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、性同一障害者であって、家庭裁判所において性別の取扱いの変更の審判を受けた者については、他の性別に変わったものとみなして民法その他の法令の規定を適用することができるようになった。）

（＊5）複合差別（ひとりの当事者に複数の差別が重なってみうけられること）

Ⅲ．施策の推進

1．推進体制

この「基本方針」の推進にあたっては、全庁的な組織である「雲南市人権施策推進本部」を設置し、関係部局との密接な連携のもと、諸施策を実施します。

2．雲南市人権センターの設置

人権問題の解決は、市民の人権意識の高まりを背景に今後ますます重要な課題になり、教育・啓発の必要性は高まっていくと考えられます。今後、人権を尊重する社会の実現と総合的な人権施策の推進に向けての取り組みが重要となります。

その際、これまでの同和問題解決の手法を活かすとともに、より総合的な取り組みが求められます。

このため、人権情報の収集・提供、啓発・研修などの諸施策を実施し、関係機関・団体との連絡・調整を図る人権センターを 2004（平成 16）年 11 月 1 日、合併と同時に設置しました。

3．人権啓発組織について

人権問題解決のための教育・啓発活動は、地域の実情に応じ、地域に密着したきめ細かな取り組みが重要です。

市では、住民と行政の協働による取り組みにあたって、活動の中核組織となる「雲南市人権・同和教育推進協議会」を平成 17 年 10 月に設立し、旧 6 町村にあった協議会を支部協議会として再編しました。今後は、市協議会及び支部協議会と密接な連携を図りながら教育・啓発活動を推進します。

4．関係機関等との連携について

人権教育・啓発を効果的に推進していくためには、社会全体の取り組みが必要であり、国、県、市がそれぞれの役割に応じて協力しあい、連携していくことが重要です。

また、人権問題の解決を目指す多くの民間団体や企業、ボランティア団体、自主的な学習グループなどに対して情報の提供を行うとともに、その活動を支援し効果的な推進に努めます。